

市立旭川病院患者給食業務に係る公募型プロポーザル実施要領

市立旭川病院患者給食業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

患者への給食は、治療の一環であると同時に、患者にとって大きな楽しみであることから、サービスの向上を図ることを目的として、受託候補者を決定するにあたり、受託希望事業者を多面的に評価するために公募型プロポーザルを実施する。

第2 業務概要

- 1 業務名 市立旭川病院患者給食業務
- 2 業務内容 仕様書のとおり ・ ・ ・ 別紙1
- 3 履行期間 令和6年6月1日から令和9年5月31日まで
- 4 予算概要等

この業務に係る予算は、契約期間内 701,061,213円（消費税及び地方消費税の額を含む）となっていることから、業務委託料の積算にあつては予算の範囲内とすること。

ただし、この業務に係る予算が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による業務の執行は行わないこととする。また、予算案の減額があつた場合には、仕様等を変更することがある。なお、このことにより、プロポーザル参加者又は受託候補者において損害が生じた場合にあつても、当院はその損害について一切負担しない。

また、材料費は次に示す1食平均単価を上限とする。なお、材料費は一般食において1食平均単価の95%を下回らないものとし、月単位で調整する。

（材料費）

1食平均単価	一般食	304円（消費税及び地方消費税を含まない）
	乳児調乳食	180円（消費税及び地方消費税を含まない）

5 予定年間食数

提案価格は次の食数で算出すること。

一般食	268,944食
乳児調乳食	2,976食

6 参考年間食数（令和4年度実績）

一般食	約201,302食（付添食460食を含む）
乳児調乳食	約1,430食

※一般食（付添食を含む）とは、調乳を除くすべての食種のことを示す。

※食事と併せて濃厚流動食及び、栄養補助食品を補助食として提供した場合は、提供した数量を別途契約にて負担する。

※院内患者給食の運営状況や病院事業の収支状況、また、予算状況により、契約期間の途中で契約を停止することもある。

※本業務に関する予算が議会において否決された場合は、本プロポーザルは無効とする。

※天変地異、社会情勢の急激な変化等により、物価、賃金が著しく変動したため全体の契約金額が公平の原則甚だしく不当と認められる場合、契約の変更について必要に応じて協議して定める。

※予定数量が契約後の事情により著しく変動を来し、甚だしく不当となった場合、契約の変更について必要に応じて協議して定める。

第3 契約担当部局

〒070-8610 旭川市金星町1丁目1番65号 市立旭川病院1階 栄養給食科
電話 0166-24-3181 (内線5565・5566)
FAX 0166-27-8505
e-mail eiyou@ach.hokkaido.jp

第4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 旭川市物品購入等の競争入札参加資格において営業種目「委託」（3430）の入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、市立旭川病院競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 過去3年間に北海道内の300床以上の病院からの受託実績があること。なお、病床数のうち、一般病床が半数以上であること。職員食堂等、患者以外での実績は含まないものとする。
- (6) 北海道内に本社、支店又は営業所若しくは事業所を有すること。
- (7) 受託業務の遂行が困難になった場合の代行保証の体制があること。（証明書添付）
- (8) 病院給食業務にかかる医療関連サービスマーク認定業者であるか、又は医療法第15条の2の業務委託基準に適合するものであること。（証明書添付）

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書【様式1】
- イ 定款及び役員名簿
- ウ 令和4年度の決算報告書写し

エ 患者給食業務の受託実績書【様式1-2】

オ 公益社団法人日本メディカル給食協会との代行保証契約書の写し,または代行保証を行う者との業務代行契約書の写し

カ 医療関連サービスマーク認定証の写し,または医療法(昭和23年法律第205号)第15条の2の業務委託基準に適合することを証する書類の写し

キ その他必要な書類

(2) 提出期限 令和6年1月22日(月)午後4時30分

(3) 提出場所 第3に同じ。

(4) 提出方法 持参又は郵送によること。(電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。)

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い,令和6年1月24日(水)までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を通知する。併せて参加資格要件を有する者に,企画提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては,参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては,参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認めた者は,その理由について,次のとおり書面(様式は任意)により旭川市病院事業管理者(以下「管理者」という。)に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 令和6年1月26日(金)までの休日を除く,
午前9時から午後4時30分まで

イ 提出場所 第3に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送によること。(電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。)

(3) 管理者は,(2)の説明を求められたときは,令和6年1月30日(火)までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

第6 説明会

説明会は希望者へのみ実施する。希望される場合は(ただし,1者最大2名まで)事前に事務局まで電話にて連絡すること。

第7 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者(以下「企画提案者」という。)は,次に定めるところにより企画提案書を作成し,提出するものとする。

1 提案内容

企画提案は,次の事項について提案すること。

(1) 病院給食業務の基本的な考え方

- ・治療食としての病院給食に対する基本的な業務運営方針について，説明すること。
 - ・病院側との連携体制について，説明すること。
 - ・受託準備態勢，引き継ぎ・移行計画について，説明すること。
- (2)職員配置体制及び育成（職員研修の取り組みを含む）
- ・スタッフの確保及び配置に関する考え方について，説明すること。
 - ・従事者定着のための取組方針及び欠員補充の方策について，説明すること。
 - ・専門職の技術向上及び技術習得に向けた教育・研修の内容と実施方法について，説明すること。
 - ・業務や安全衛生に関する教育・研修計画について，説明すること。
- (3)安全衛生及び危機管理体制
- ・安全衛生管理に対する取組方針について，説明すること。
 - ・業務に係わるマニュアルの整備及び周知・活用について，説明すること。
 - ・厨房内の清潔保持に向けた対策について，説明すること。
 - ・異物混入や誤配膳等のインシデント，食中毒及び食品事故の防止や取組方針と発生時の報告体制や対応について，説明すること。
 - ・非常時における患者給食の確保について，説明すること。
 - ・過去3年間の事故の有無（有りの場合は，概要，事故への対応及びその後の対策）について，説明すること。
 - ・従事者の健康管理及び感染症罹患時の対応について，説明すること。
 - ・食品の安全性（地産地消の取組み，納入ルート，納品方法等）について，説明すること。
- (4)患者満足度の向上（献立管理等）
- ・給食に関する嗜好調査，残食調査等の結果の活用（具体策）について，説明すること。
 - ・一般食1700（夏献立，冬献立），選択メニューの予定献立表1週間分を提示し，説明すること。
 - ・季節感を演出する方策について，説明すること。
 - ・祝日及び季節行事等における行事食の献立作成について（行事食の予定献立），説明すること。
- (5)個別管理
- ・食物アレルギーへの具体的な対応，患者の立場に立った工夫について，説明すること。
 - ・刻み食，ミキサー食等の食品の原型をとどめなく，見た目に判別がつきにくい食事への対応，患者の立場に立った工夫について（写真等添付），説明すること。
 - ・ななかまど食（食欲不振対応食）における特別に配慮した食事の提供について（A食，B食，デザート食 各予定献立1週間分），説明すること。
 - ・喫食不良の患者に対する対応について，説明すること。
- (6)食材費の考え方
- ・食材費変動による献立等の調整方法について，説明すること。
 - ・適切な材料管理を行うための具体的な取り組みについて，説明すること。

・限られた予算内で患者が満足できる対策について、説明すること。

2 企画提案書の書式

企画提案書の書式は自由とする。提案には、写真等を用いて見た目にも判別しやすいよう配慮すること。なお、書類の調整方法については市立旭川病院患者給食業務に係る公募型プロポーザル企画提案書調製方法を参照すること。・・・別紙2

(1) 企画提案書（表紙）【様式2】

(2) 市立旭川病院患者給食業務に係る公募型プロポーザル提案書類一覧表【様式2-2】

(3) 委託料見積書【様式2-3】

3 提出方法等

(1) 提出期限 令和6年2月9日（金）午後4時30分

(2) 提出場所 第3に同じ。

(3) 提出方法 持参によること。（郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）

(4) 提出部数 9部（正本1部、副本8部）

4 企画提案書等の著作権等の取扱い

(1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

(2) 市立旭川病院は、プロポーザル方式の手續及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

(3) 市立旭川病院は、企画提案者から提出された企画提案書等について、旭川市病院事業管理者の所管に係る旭川市情報公開条例施行規程（平成21年旭川市病院事業管理規程第12号）の規定による請求に基づき第三者に開示することができるものとする。

第8 質疑応答等

(1) 参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。

ア 提出書類 質疑応答書【様式3】

イ 提出期限 令和6年2月8日（木）までの休日を除く、
午前9時から午後4時30分まで

ウ 提出場所 第3に同じ。

エ 提出方法 電話連絡の上、ファクシミリにより提出すること。

(2) (1)の質疑応答書は、質問者及び回答日において参加表明書を提出している者全てに対し、ファクシミリにより回答するものとする。また、併せて、市立旭川病院公式ホームページ上に当該回答内容を公表する。

第9 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の

- 条件に適合しない書類の提出があった場合
(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第10 企画提案の審査方法及び評価基準

1 審査会の設置

企画提案の審査、評価及び特定を行うため、市立旭川病院患者給食業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 ヒアリング等の実施

審査会において、提案内容をより理解するため、次のとおり企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。

(1) 実施方法

- ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明20分、質疑10分の計30分とする。
- イ 企画提案追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。
- ウ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて3名までとする。
- エ 欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び特定から除外する。
- オ ヒアリング等は非公開とする。

(2) 実施日時及び場所

第5で示した企画提案書提出要請時に併せて通知する。なお、ヒアリング等を行う者を選定した場合には、別途、実施日時、実施場所及び選定結果を通知する。

3 審査項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、別紙3で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

「市立旭川病院患者給食業務受託者選定評価基準」・・・別紙3

- (1) 病院給食業務の基本的な考え方
- (2) 職員配置体制及び育成
- (3) 安全衛生及び危機管理体制
- (4) 患者満足度の向上
- (5) 個別対応
- (6) 食材費の考え方

4 受託候補者の特定

審査会において、3の審査及び評価により、各委員の評価点の合計を加算し順位を付け、最も評価点の高い者を、審査会の合議の上、受託候補者として特定する。この評価点については、各審査項目ごとに最高点及び最低点をつけた委員の点数を除くものとする。ただし、同一の審査項目において最高点又は最低点をつけた委員が複数となったときは、それぞれいずれか1名の委員の点数を除くものとする。

また、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する。

なお、次式による合格基準点を設けることとし、合格基準点に満たない場合は、選定しな

いものとする。

・合格基準点 = 60% × (委員の人数 - 2)

5 審査結果の通知

(1) 受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。

ア 受託候補者

イ 評価点数

ウ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨

エ 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により管理者に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 (1)の通知があつた日から7日以内までの休日を除く、
午前9時から午後4時30分まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参によること。（郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）

(3) 管理者は、(2)の説明を求められた日から7日以内までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

6 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

(1) 受託候補者

(2) 評価点数

(3) 受託候補者の特定理由

(4) 審査の経過及び審査員

第11 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し随意契約の方法により契約を締結する。ただし、受託候補者が第9のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、当院は催告を要せず契約を解除できるものとする。なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合にあっては、当院は一切の損害を負担しない。

2 契約保証金

要する。ただし、市立旭川病院契約規程（平成21年旭川市病院事業管理規程第26号）第25条の規定に該当する場合は免除する。

3 契約書作成の要否 要する。

4 支払条件 毎月後払いとする。

第12 その他

- 1 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 3 提出された書類は返還しない。
- 4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

第13 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
参加表明書の提出	令和6年12月28日(木)から令和6年1月22日(月)まで
参加資格要件確認結果通知 及び企画提案書提出要請	令和6年1月24日(水)
企画提案書の提出	企画提案書提出要請日から令和6年2月9日(金)まで
ヒアリング等	企画提案書提出要請と併せて通知
企画提案書審査結果の通知	令和6年2月下旬
契約締結	令和6年3月下旬

添付書類

- (1) 市立旭川病院患者給食業務に係る仕様書 …… 別紙1
- (2) 市立旭川病院患者給食業務に係る公募型プロポーザル企画提案書調製方法 …… 別紙2
- (3) 市立旭川病院患者給食業務受託者選定評価基準 …… 別紙3
- (4) 参加表明書 …… 【様式1】
- (5) 病院患者給食業務の受託実績書 …… 【様式1-2】
- (6) 企画提案書(表紙) …… 【様式2】
- (7) 市立旭川病院患者給食業務に係る公募型プロポーザル提案書類一覧表 …… 【様式2-2】
- (8) 委託料見積書 …… 【様式2-3】
- (9) 質疑応答書 …… 【様式3】

その他参考資料

- (1) 令和4年度給食食数表
- (2) 使用している濃厚流動食一覧
- (3) 厨房配置図
- (4) 器械備品一覧
- (5) 厨房設備一覧
- (6) 貸与厨房備品一覧(消耗品・消耗備品)
- (7) 貸与食器一覧
- (8) 準備を要する調理器具等一覧